

資源物集団回収奨励金制度 「Q & A」

質問・意見	回答
<p>○ 資源物の集団回収奨励金制度とは、どのような制度ですか？</p>	<p>○ 学校単位で実施している廃品回収は、回収した廃品（資源物）を業者に引き渡すと、業者が回収団体（学校）に対して廃品に応じた金額を支払います。</p> <p>この廃品回収を資源物の回収として、回収する団体を事前に市に登録していただき、回収した資源物を事前に登録している業者に引き渡すと、今までどおり業者からは資源物に応じた金額を支払うほか、市から奨励金として金額を支払います。</p>
<p>○ 回収する資源物は何でも良いのです？</p>	<p>○ 今年からスタートした制度のため、業者が引き取る資源物に制限があります。</p> <p>例えば、登録済みの回収業者毎に取り扱い品目を示すと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(有)川村紙業 飲料用アルミ缶・スチール缶、ビールびん、一升びん、ワリッカびん等、新聞、雑誌、紙パック、ダンボール等、ペットボトル ●(有)こまどり清掃 飲料用アルミ缶・スチール缶、新聞、雑誌、紙パック、ダンボール等、ペットボトル ●戸松紙業 新聞、雑誌、紙パック、ダンボール等 ●稚内はまなす学園 古着類
<p>○ 市からの奨励金はいくらですか？</p>	<p>○ 資源として登録業者が引き取ったもの、1kg当り3円を交付します。ただし、合計数量により算出し、1円単位は切捨てとなります。</p> <p>なお、業者まで持ち込む場合と、回収に来てもらう場合では、業者の買い取り価格に差があります。また、回収に来てもらう</p>

	<p>場合でも、回収箇所数、例えば1箇所なのか数箇所なのかで、金額に差がありますので、事前に業者に確認をお願いします。</p> <p>※ 稚内はまなす学園は、障害者の雇用拡大の一環で古着を回収していることから、買取とはなりませんので、古着を集団回収される団体については、市からの奨励金のみとなること。また、持ち込んだ古着全てが奨励金の対象とはならず、ウエスに出来るものやリサイクル市にそのまま出展可能なものだけが対象となります。予めご承知願います。</p>
<p>○ 一升びんやワリッカびんは、(有)川村紙業しか扱っていませんが、(有)こまどり清掃や戸松紙業では引き取ってくれないのですか？</p>	<p>○ 古紙とびんを、(有)こまどり清掃や戸松紙業に引き渡す事は可能です。ただし、びんの買い取りについては、(有)川村紙業だけです。例えば戸松紙業が引き取った場合、びんを(有)川村紙業に引き渡しますので、引き取った量の証明や金額の支払いは後日(有)川村紙業からとなります。</p>
<p>○ お金は要りませんが、ワインのびんや栄養ドリンクのびんなど、引き取ってくれないのですか？</p>	<p>○ 市の奨励金制度では、業者が買い取らないものでも、資源になるものは奨励金を交付します。</p> <p>ですから、もし一升びん 10 kgとワインのびん 5 kgを回収して業者に引き渡したとして、業者は一升びん 10 kg分のみ買取しますが、市は 15 kg分の奨励金を交付します。</p> <p>しかし、何でも回収するとした場合、予想外の運搬コストが掛かったり、人件費が必要となることから、現在は買い取り以外のびんについては、引き取ってもらえません。ただし、少量混ざる程度でしたら引き取ることは可能との事ですので、業者と打ち合わせて見て下さい。</p> <p>将来的には、業者に対しても交付金のような形で、かかるコストの一部を支払う事で、何でも回収していただくことが必要と考えています。</p>
<p>○ びん等集めるものを限定すると、集ま</p>	<p>○ そのとおりだと思います。もし、町内会</p>

<p>らないのではないのでしょうか？</p>	<p>でびんを回収する場合、全てのびんを回収して業者に引き渡し、残ったびんは、資源の回収日にステーションに出すことも一つの方法だと思います。</p> <p>回収方法を含めて、町内会でご検討下さい。</p>
<p>○ 住民が資源の日にステーションに出していますが、それを業者が回収してもらえないのでしょうか？</p> <div data-bbox="434 893 764 1111" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="280 1131 446 1348" data-label="Image"> </div>	<p>○ 住民が回収場所に持ち寄る。あるいは、自宅前に出したものを町内会で回収して、回収場所まで運んだものを、業者が回収することで、奨励金を交付するものです。</p> <p>例えば、回収場所を町内会館とした場合、毎週〇曜日に持ち寄ってもらい、月に一度業者が回収する方法。</p> <p>例えば、毎月一回自宅前に出してもらった資源物を、町内の何箇所かに集めて、業者がその場所から回収する方法。</p> <p>など町内会の取り組みやすい方法を検討下さい。</p> <p>なお、資源物・一般ごみの回収以外の日に各ステーションに出してもらい、そこから回収場所に移動するなど、既存のステーションを利用する場合は、事前に担当課にご連絡をお願いします。</p> <p>※ (有)川村紙業・(有)こまどり清掃・戸松紙業は、軽トラック一台分あれば、回収に伺います。ただし、この量の場合は、回収箇所は一箇所となります。</p> <p>また、稚内はまなす学園については、登録いただいた団体であれば量の多少を問わずに取りに伺います。</p>
<p>○ 登録は町内会単位ですか？</p>	<p>○ 町内会として登録して、老人クラブが古紙類を担当して集め、古紙業者に引き渡す。婦人部が古着を担当してはまなす学園に引き渡す。などの方法で実施いただいても構いませんが、奨励金等の支払いは、登録団体である町内会に対してとなります。</p> <p>また、老人クラブ単独で登録したり、婦人部が単独で登録していただいた場合は、</p>

	<p>奨励金の交付はそれぞれに対して支払いしますが、それぞれ口座開設が必要となります。</p>
<p>○ 奨励金の交付は年一回ですか？</p>	<p>○ 業者に引き渡すのが月一回である場合、月毎に報告書の提出をいただければ、毎月交付しますし、一年分纏めて報告いただければ、年一回となりますので、町内会の報告しやすい方法で、構いません。</p>
<p>○ 回収団体の登録は一度ですか？</p>	<p>○ 業者の登録は、一度だけとしていますが、回収団体については、活動の実態（予定等）を確認したいので、毎年度登録をしていただきます。年の途中での登録であっても、当該年度の3月末までの登録とします。</p>
<p>○ 町内会や老人クラブなどが登録する場合、構成員名簿を提出しなければなりませんか？</p>	<p>○ 町内会や町内会の老人クラブ、各小中学校であれば、団体の実在が分りますので、構成員名簿は必要ありません。</p> <p>例えば、〇〇サークルなどの団体については、実在が不明ですので構成員名簿を添付していただきます。</p>
<p>○ 学校が廃品回収を実施していますが、それでも町内会が回収したほうが良いのですか？</p>	<p>○ 各学校で廃品回収に取り組んでいただいているのですが、春の一回だけであったり、春と秋の二回など、時期が限られている場合が多いのが現状です。このことから、学校が取り組んでいる場合は、その時期は学校に任せ、それ以外の時期に取り組んでいただければありがたいです。</p>
<p>○ 町内会が資源物の集団回収に取り組んだ場合、資源物の収集に来なくなるのですか？</p>	<p>○ うちの町内会は、集団回収に取り組んでいるから、市の収集は来なくて良い。となれば、収集コストが削減でき、削減したコストを奨励金に回すなどが出来る。と言う事を期待しています。</p> <p>しかし、あくまでも将来の期待であり、現実には引き取る資源物も限定されているため、資源物の収集については、今後も変わらずに回収することになります。</p>

